

令和4年度学校経営方針

調布市立第三小学校
校長 秋國 光宏

I 学校経営の基本的な考え方

東京都及び調布市教育委員会の教育目標及び調布市教育委員会基本方針に基づき、調布市立第三小学校の教育目標の達成を目指した学校経営を推進する。

「令和の日本型学校教育～全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の推進及び、社会に開かれた教育課程の取組を適切に行うことで第三小学校らしく質の高い教育活動を充実させていく。

II 本校の教育目標

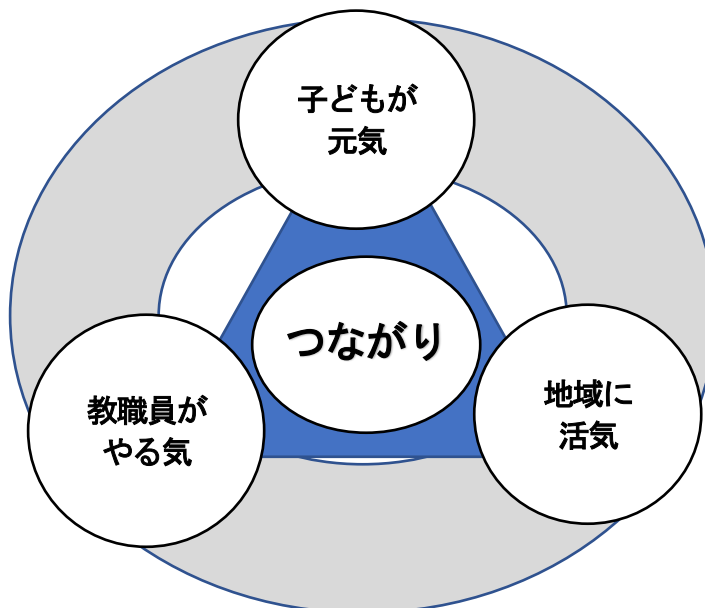
- 情操豊かな子ども
思いやりの心もち、自他ともに愛せる子ども「自己肯定感・他者肯定感」
- 自主的に学ぶ子ども
自ら課題を設定し、学び続ける子ども「課題設定・解決力」
- 明るく健康な子ども
楽しみながら運動し、健やかな心身をつくる子ども「心身の健康増進力」

III 目指す学校像

1 校長として大切にしている教育信条

- 子どもの数は命の数であり、子どもは未来の宝
- 教育は、人なり
- すべての子どもを、すべての教職員・保護者・地域等で育成

2 三つの「気（心）」を大切にしている学校 ※目に見えないものほど、人として重要と考える



- ① 子ども第一主義の徹底
- ② 教職員がやりがいをもつ教育活動の充実
- ③ 保護者や地域等と連携、協力する共育の推進

IV 本校の教育活動の具体的な取組について

1 子ども第一主義の徹底について

(1) 子どもの安全・安心の構築（情操豊かな子どもの育成を目指して）

① 学年全体で児童を育成する体制づくり

ア 学年主任を中心に、学年児童を学年及び専科教員等で指導する体制づくりを構築する。

イ 特別支援教室巡回指導教員やスクールカウンセラー等と情報連携し、行動連携を充実させる。

② 安定した学級経営、専科経営

ア 学級に一人一人の居場所があり、安心して学べ、相談できる環境をつくる。

○ 学級担任は、学級目標を児童と共につくり、望ましい集団活動ができるよう学級活動を充実させる。

○ 専科教諭は、各学級担任と情報及び行動連携に努め、指導方針に一貫性をもって児童の指導に当たる。

○ 教育相談的な手法を取り入れた生活指導に努め、児童の自己指導能力の育成に努める。

イ いじめ解消100%の継続及び、撲滅に対する児童の自主的な取組を推進する。

○ いじめ相談窓口の設置及び、組織的な対応を図る。

○ 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び、「調布市立第三小学校いじめ防止対策基本方針」並びに、「いじめ相談窓口」について、学校だよりやホームページ等で保護者に周知する。

○ SNS東京ルールを踏まえ、インターネットによるいじめも含め、いじめは絶対に許されないという指導を徹底する。

○ 日常の児童観察や定期的なアンケート（年3回のふれあい月間に合わせた調査）及び、スクールカウンセラーによる5年生全員面接や通常の面接等により児童の実態把握に努め、いじめの早期発見に努める。

○ 重大事態発生の場合には、教育委員会提示の対応フォロー図に従い、組織的かつ迅速な対応を行う。

③ 豊かな心の醸成

ア 人権教育の推進を図る。

○ 人権教育プログラムを活用し、自他の人権を尊重する心情を育てる。

○ 調布市人権週間に児童主体の取組が行えるよう、児童会活動と連携した人権に関する取組を推進する。

イ 特別の教科道徳における「考え、議論する」指導の充実のために、板書の見える化を図る。

○ 全体計画や年間指導計画、別葉に基づく指導に努める。

○ 道徳科の評価は、児童の考えの深まりや変容を記述式の評価で行う。

○ 道徳教育推進教師を中心に道徳授業地区公開講座の充実を図る。

○ 集団生活で望ましい協調性や協働性、豊かな人間関係と社会性を育成する。

ウ 12月の「いのちと心の教育月間」に全学級で命を大切に思い、実践していくことができる授業を公開で行う。

エ 情報モラル、ICTメディアリテラシー向上を図る取組を充実させる。

○ 改定版「SNS東京ルール」に基づく、「学校ルール」の改訂及び「家庭ルール」の見直しや、啓発の促進を図る。

○ 「SNS東京ノート」を活用した情報モラルの推進を図る。

オ あいさつ運動の推進

○ あいさつを交わす気持ちよさを味わわせるために、教職員が率先して児童や保護者、地域等にあ

いさつするように努める。「あいさつは魔法の言葉」という合言葉が実感できる取組を、児童会活動と連携して行うようにする。

カ 異学年交流活動の充実

- 委員会、クラブ、縦割り班活動を充実させ、互いを大切にする心や望ましい人間関係を築く能力や態度を育成する。
- 仲よしタイムでは、上学年はリーダーとしての自覚や責任感を養い、下学年は友達との協力や集団でのきまりを守る態度を育成する。

④ 特別支援教育の充実

ア ユニバーサル・デザインを配慮した環境整備や学習指導を行う。

イ 校内委員会の充実を図る。

- 特別支援教育コーディネーターを中心に、児童の特別な支援を必要とする要因や原因を分析し、指導方針を決め、組織的に対応できるようにする。
- 特別な支援が必要な児童については、個別の教育支援計画（学校生活支援表）及び個別指導計画を作成し、関係機関と連携しながら組織的に対応する。

ウ 特別支援教室巡回指導教員と学級担任と情報及び行動連携を図り、通級指導を通常の学級に生かすことができる取組をとおして、退室することを目的に指導を行う。

エ 人的配置の有効活用に努める。

- 特別支援教室専門員、臨床発達心理士、巡回相談員、スクールサポーター、学校ボランティア、学生ボランティアを活用し、学級支援、学習支援の充実を図る。
- 「学校と家庭の連携推進事業」を受け、支援員やスーパーバイザーの活用により、児童一人一人のニーズに応じた一層の個別支援体制の充実を図る。

オ 関係機関との連携

- 教育相談所、すこやか等との連携及び巡回指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図り、児童一人一人のニーズに応じた一層の個別支援体制の充実を図る。

⑤ 新しい生活様式を考慮した環境整備

ア 新型コロナウイルス感染症拡大を防止する指導を徹底する。

イ 様々な制限がある中でも「できる」ことを考える課題解決の意識を醸成する。

(2) 分かる、できる授業づくり（自主的に学ぶ子どもを目指して）

① 児童の主体性等を生かす授業づくり

ア 学習目標の達成や個に応じた指導の充実を図るために、学習者用端末の活用を充実させる。

- 週1時間の朝学習タイムに学習者用端末を活用するとともに、プロジェクトを活用した授業を行う。

- ICT機能を活用した効果的かつ合理的な授業づくりや、プログラミング的思考を育成する学習指導ができるよう研究と研修を行う。

イ 内発的動機付けを工夫した授業づくりに努める。

ウ 学習めあての明確化を図り、自力解決を基にした交流場面を設けた学習展開を働きかける。

エ 児童の学習意欲の向上と授業のねらいに迫るための評価に努めるため、「認め、ほめ、励ます」ことを心掛けた関わりを行う。

オ 学力向上に関する調査結果を活用する。

- 「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果を活用し、授業改善推進プランの作成及び実践を通して、児童の学力向上を図る。

カ 学習規律（三小スタンダード）の定着を図る。

○学習規律を身に付け、秩序ある落ち着いた学習環境の中で「よく考え」「真剣に学ぶ」態度を育成する。

キ 読書活動の充実

○ 週1回朝読書を実施する。

○ 6月と10月に読書週間を設ける。児童が互いにお勧め本を紹介し合い、読書に親しむ機会を増やす。

ク 年1回、振替休業日無しの授業日を設け、授業時数の確保を図る。

② 健康増進・体力向上を図る取組について（明るく健康な子どもを目指して）

ア 「わくわくタイム」の充実を図る。

○ 朝の活動時間に、低・中・高学年ごとに週1回「わくわくタイム」を実施し、運動遊びに取り組む。友達と関わって遊ぶことや体を動かす遊びの楽しさを味わい、生涯に渡って運動に親しむ意欲や態度の素地を培う。

イ 「マラソン旬間」「縄跳び旬間」を実施する。

○ 持久力や調整力を高める内容として、業間体育等の取組として行う。

ウ 「体力・運動能力等の調査」の結果を活用する。

○ 自己の体力・運動能力等の優れている点や課題点を知り、更なる体力の向上等に取り組めるようにする。

エ 食育指導の充実を図る。

○ 食物アレルギーに関する指導の徹底を図る。

・ 食物アレルギー事故を起こさない給食指導の徹底や、システムを遵守する。

・ 食物アレルギーのある児童が、将来的に自己除去できる指導の徹底を図る。

・ 食物アレルギーのない児童が、食物アレルギーについて正しく理解し、自分でできることを考え実践し、共に生きる力を身に付ける。

・ 様々な場面を想定した食物アレルギーシミュレーション研修を行う。

・ 市内統一の食物アレルギー対応（ブルートレイを使用する児童には、給食に使用しない食品を10品目とする）等について理解し、安全で安心できる給食指導に努める。

オ 新しい生活様式に基づく、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

○ 調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）に基づき、児童の健康に留意する取組を推進する。

・ 毎朝の検温、マスク着用、手洗いの励行、ソーシャルディスタンスの保持等を実施する。

・ 児童の心身の状況の把握、心のケアや感染者等に対する偏見や差別が生じないよう人権意識を醸成する指導を行う。

○ 制限のある中でも「工夫してできること」を大切に、安全を優先して学習活動等を行う。

カ 小児生活習慣病予防健康診断について

○ 小学校4年生を対象に内科健診時に腹囲測定を実施する。測定結果に基づいて指定医療機関への受診を奨励し、希望者は医療機関で採血検査を実施する。

2 教職員がやりがいをもつ教育活動の推進

(1) 学校経営方針に基づく教員一人一人の考えを尊重した教育活動の推進

※校長は、最終責任者である。校長は、各教職員の思いを受け止め適切な判断ができるよう以下の取組を行う。

① 個々の教職員の思いを受け止める場の設定

ア 管・幹会議、運営委員会、学年主任会での提案や課題解決の検討・協議する場を重視する

イ 自己申告での面接等を通して、各教員が考えている教育活動の具現化が円滑に図ることができるようにする。

ウ 些細なことでも迅速に主任、主幹、管理職に報告、連絡、相談する。

② 教職員の専門性や授業力の向上を図ることができる校内研究等の推進

ア 日常の授業改善や教職員の指導技術等の向上につながり、児童に還元される校内研究を充実させる。

○ 「学習者用端末の効果的な活用を通じた情報活用能力の育成」を研修主題とした調布市教育委員会研究推進校指定校としての研究活動を充実させ、児童の情報活用能力や思考力、判断力、表現力等の向上を図る。

○ 研究主任を中心に研究推進部の組織を充実させ、全校が一丸となって日常の教育活動に還元できる研究に取り組む。

イ 指導する側も受ける側も授業力の向上につながるOJTの推進が図れる組織体制を構築する。

○ OJT責任者である総務主幹が中心となって計画的、組織的にOJTを進める。

ウ 自らの課題意識を高め、研修会等に積極的に参加し、学んだ成果を校内に還元する。

○ 東京都教育委員会研修センターや五市合同研修、市教委研修等への研修機会を日常の業務と調整しながら、学び続ける教職員の在り方を追求する。

③ 働き方改革の推進・業務改善の推進

ア 会議等の時間を精選し、日常の業務時間を確保する。

イ 校務分掌の見直しを図り、特定の教員に業務が偏らない分業体制を整備する。

ウ タイムマネジメントを考慮した働き方に努められるよう、退勤時間予定を週ごとの指導計画に明記するようにする。

(2) 服務規律の徹底に努め、服務事故の根絶を図る。

① 副校長、主幹教諭を中心に服務事故防止研修を計画し、実施する。

② 法令を遵守し、都民に対しての全体の奉仕者としての自覚をもって業務を遂行する。

③ 学習指導要領に基づく教育活動を推進する。

ア 教育課程を計画的に進めるために、週ごとの指導計画を立てる。

(3) 地域学校協働本部との連携充実

① 地域コーディネーターを中心とした地域資源の活用を推進し、教育活動の充実を図るとともに地域人材による支援体制を構築させる。

(4) 働き方改革について

① 校務支援システムの導入により、効率的な事務作業を行う。情報を共有し児童理解を深める。

② スクール・サポート・スタッフの活用により、児童に向き合う時間や教材研究等の時間を確保する。

③ 授業での水泳指導を1学期までとする。水質管理機関を短縮する。(夏期水泳指導、開放プールは実施予定)

④ 可能な限り水曜日は、ノー残業デーとする。

⑤ 在校時間は、1日11時間以内、週60時間以内を共通目標とする。

⑥ 夏季休業中の閉庁日を設定し、リフレッシュする機会とする。

⑦ 教科担任体制を検討する。学年全体での児童理解を図ることができ、教材研究等の効率化が図られ、業務のスリム化につながると考える。

(5) 学校予算の活用

① 学校配当予算の編成は、教育課程の内容に即して事務室と連携して円滑に行うようにする。

② 各学年・専科・領域で見直しをもって十分な検討と計画的な執行を行う。

③ 物品や施設設備の維持管理を適正に行い、丁寧に使用するよう心掛ける。

④ ICT機器の活用予算の促進を図る。

3 保護者や地域等と連携、協力する共育の推進

(1) 学校公開や情報提供の充実

- ① 学校公開では、担任による授業が主となるよう専科教諭との時間調整を行い実施する。
- ② 学校だよりやホームページ、学校安全・安心メール等を活用し、学校情報を迅速かつ明確に保護者や地域に発信する。

(2) 学校評価アンケート等の推進

- ① 学校評議員による学校経営改善を図るための意見交換会の機会を充実させ、よりよい学校づくりに努める。
- ② 児童評価や保護者アンケート、学校関係者評価委員による学校評価を総合的に分析し、よりよい学校づくりに取り組む学校経営の推進を図る。

(3) 保護者との連携の充実

- ① 児童のよりよい成長のために、保護者との連携を密にする。
 - 保護者会の充実を図り、保護者同士が知り合うことができる機会とする。
 - 個人面談を通して、学級担任と個々の保護者とのつながりを密にする。
- ② 日常の児童の情報発信の充実を図る。
 - 学校だよりや学校ホームページ、学年だより、学級だよりの内容について充実を図る。
 - 連絡帳、電話、学校安全・安心メールを活用した情報共有を図る。

(4) 地域との連携及び、活動推進

- ① 地域コーディネーターによる地域支援や人材活用の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進する。
 - 多摩川の自然、地域の施設（ちょうふ花園等）を最大限活用する。
 - ゲストティーチャーを招き、本物にふれる機会を設ける。
 - 学期に1回程度の活動啓発のための通信を発行し、活動の様子を保護者や地域に周知できるようにする。
- ② 「第三小学校地区まちづくり協議会」主催の防災訓練を実施する。
 - 学校災害対策本部と避難所運営協議会が融合した学校防災拠点本部が中心となって、防災訓練を実施する。
 - 10月8日（土）に、合同防災訓練を実施する。
- ③ 健全育成委員会と地域学校協働本部が連携し、教職員も関わりながら地域活動の推進を図る。
- ④ PTAとの連携を図り、地域に貢献できる児童を育成する。
 - 「花の子キャラバン隊」を支援する。
 - PTAサークル「お花畑の会」の皆さんに指導していただき、「花いっぱい運動」を行う。
 - 児童の有志が集まり、地域のボランティア活動に取り組む「花の子キャラバン」を応援する。

(5) 関係機関との連携

- ① 幼稚園、保育園、中学校との連携
 - 幼稚園、保育園、中学校との連携充実を図るため、行事等での交流活動を図る。
 - 第五中学校の出前授業を通して中1ギャップ備えるとともに、進学に対して夢や希望がもてるようにし、キャリア教育の一助とする。
 - 幼稚園や保育園を訪問することや、学校に園児を招くことを通して、小1プロブレムの解消を図るとともに、幼い子に対する思いやりの心を育てる。